

社会主義と租税

——東ドイツの例にみる——

谷江幸雄

I

東ドイツの財政学教科書である『ドイツ民主共和国の国家財政』によれば、「租税 Steuer と呼ぶものは、国家の法律にもとづく手工業生産協同組合 (PGH)、私的手工業経営、自営業および国民の国庫納入金である⁽¹⁾」。また、『社会主義経済学辞典』の「租税」の項目を引くと、「社会主義における租税は純所得の一部、たとえば協同組合ないし個人の所得の義務的国庫納入の一形態」であって、「非人民所有経済 (nichtvolkseigenen Wirtschaft) にたいする財政関係の主要な形態である」と規定されている⁽²⁾。したがって、この国では、手工業生産協同組合税は別として、国民と私的セクターにたいする課税関係に限定して、租税概念が理解されているといえよう (手工業生産協同組合についても、所有形態の点で社会主義的性格を有するというものの、生産組織の基準からみると社会主義経営にふさわしい内容をもつまでにいたっていない)。この点、コルホーズ・協同組合組織の所得税、さらに国有企業の純所得の一部から徴収される取引税までが租税といわれているソ連邦とは、租税概念の理解において若干の差異がみられる⁽³⁾。

東ドイツの租税は、いわゆる差別的課税原則 (後述) にもとづいて、つぎのように細分化されている。

- (1) 労働者・職員の賃金税
- (2) インテリゲンチアに対する税

- (3) 手工業生産協同組合とその組合員に対する税
- (4) 手工業者に対する税
- (5) 委託販売業者に対する税
- (6) 私的営業経営に対する税
- (7) 資本投資からの収入に対する所得税
- (8) 資産税
- (9) 共同体税
- (10) その他の税

本稿では、東ドイツの現行税制を考察することを通じて、社会主義における租税の意義について考えてみたい。

- (1) J. Gurtz / G. Kaltofen, *Der Staatshaushalt der DDR (Grundriß)*, Verlag Die Wirtschaft, Berlin(o), 1977, S. 63.
- (2) *Wörterbuch der Ökonomie Sozialismus*, Dietz Verlag, Berlin(o), 1977, S. 878.
- (3) ソ連邦の税制については、佐藤博著『ソビエト財政論』（未来社、1965年）、第5・6章、拙稿「ソ連邦における所得税」『岐阜経済大学論集』第12巻第4号（1978年）所収、を参照のこと。佐藤氏によれば、ソ連邦における取引税形態は「国营経済部門から国家予算に納付される限り、租税概念に含まれない」。また、コルホーズ・協同組合組織の所得税も、「どちらかといえば準国营部門収入に近いのであって、純粋な意味での租税形態とはいえない」（佐藤、前掲書、p. 253）。私もこのような立場をとるが、ソ連邦におけるこれらの予算収入形態が「租税 налог」と呼ばれている事実にはかわりはない。

II

まず勤労国民にとって最も身近な税である労働所得税 Steuer vom Arbeits-einkommen から考察しよう。

労働所得税とは文字通りみずから働いて得た所得——賃金、俸給など——に課せられる税である。『社会主義経済学辞典』と前掲財政学テキストによると、労働所得税の特徴はつぎの3点にみられる。⁽¹⁾

第1に、社会主義のもとでの労働所得の本質から生ずる特徴であるが、この所得形態は、他の所得形態と本質的に異なって、労働の質と量に応ずる社会主義的分配原則にもとづく所得であるところから、勤労者に有利な独自の税法によって課税される。いうまでもなく、資本主義における勤労者への課税は、資本家階級とブルジョア国家による賃金に対する追加的搾取にほかならない。その上、労働所得への課税は、一般所得税体系の中で他人労働からの所得である資本家所得と同一の基準で実施される（課税にかんするブルジョア的平等）。それに対して、東ドイツの労働所得税は、一般所得税から明確に区別され、課税のブルジョア的平等は除去されている。こうして、東ドイツの社会的諸関係のもとでは、労働所得税は勤労者に対する追加的搾取ではなくて、社会主義国民経済の発展と社会主義国家の強化に対する勤労者の財政上の寄与にほかならない。

第2に、これも資本主義ではみられない特徴であるが、東ドイツでは労働生産性の向上を達成した勤労者には税の減免措置がなされる。

第3に、他の租税形態にもみられる特徴であるが、労働所得への課税にさいしてさまざまな社会政策上の配慮がなされる。

労働所得税には、(1) 労働者・職員に対する税と(2) インテリゲンチアに対する税の2種類がある。

1. 労働者・職員の賃金税

労働者・職員は、1952年12月22日付の労働所得税法にもとづいて、賃金税が徴収される。

本税については、*Lohnsteuertabellen für monatliche und tägliche Lohnzahlungen — mit Erläuterungen*, Staatsverlag der DDR, Berlin(o), 1978（『月給と日給に対する賃金税表 —— 註釈つき』。1978年8月東ベルリンで入手）に詳細に述べられているので、以下、本書にもとづいて、現行の賃金税課税規則を紹介したい。

(1) **課税所得** 課税所得つまり賃金税額の算定基準となる所得は、現行労働

法によって生ずるあらゆる貨幣所得ないし現物給(貨幣価値に換算されたもの)——所得の発生時期を問わない——である。すなわち、① 賃金、俸給、報賞金(プレミア)、業績報賞金、手数料、謝礼金、印税その他の所得、② 過去の労働からの所得(遺族が受け取る場合も含む)、③ 賃金を得損なった場合の補償金や予定された労働が実施されなかった場合の補償金、が課税対象となる。

しかし、実際の賃金額(賃金総額)がそのままの形で賃金税表での課税所得となるわけではない。たとえば、すぐれた業績に対する賃金部分については特別の優遇税が適用されるからである。したがって、租税表においては、基本的に、① 基本賃率、② 俸給、③ 手数料と印税、④ 現物給の4つが基礎になっている。最後の現物給は、現在ではほとんど貨幣報酬の形態で賃金契約が結ばれているため意義を失っている、といわれる。

(2) **非課税所得** 租税政策上の特別の配慮、国民経済上の必要あるいは社会政策上の配慮から、労働者・職員が受け取る特定の報酬や特典は、非課税となる。

非課税所得にはつぎのような数多くの所得項目がある。① 塵埃手当、衛生手当、危険手当など、② 時間外勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当、③ 報賞ファンドや文化・社会ファンドからの支払い(サービスや労働に対する支払いをのぞく)、④ 旅費、別居補償金および引越し費用補償金、⑤ 通勤のための交通費、⑥ 家族の帰旅手当、⑦ 労働者や職員所有の諸器具の償却費として支払われる額、⑧ 企業が勤労者に無償で支給する作業着の価値、⑨ 生活物資配給券の廃止にともなう賃金加算金、特別手当ないし配偶者手当、⑩ 社会保険・国家保険や任意保険からの収入、⑪ 国家児童手当、⑫ 出産手当、⑬ 社会福祉事業からの収入、⑭ 国家、党、大衆組織の資金から支給される奨学金、⑮ インテリゲンチアの割増養老年金、⑯ 企業によって支払われた職務服や作業着のクリーニング料金、⑰ 国家賞や名誉賞の賞金、⑱ 革新者提案や特許に対する賞金ならびにその応用に対するプレミア(1つの提案ないし特許あたり1万マルクまで)、⑲ 発明証明書が与えられた産業モデルの考案に対する賞金(1つの産業モデルあたり1万マルクまで)、⑳ 弟子の報酬(社会保険料の支

第1表 租 税 階 級

	租 税 階 級		
	I	II	III
結婚していない男性	60歳までの子供なし	61歳以上の子供なし	子供割引有り
結婚していない女性	40歳までの子供なし	41歳以上の子供なし	子供割引有り
既 婚 の 男 女		子 供 割 引 な し	子供割引有り

出所：Gurtz / Kaltofen, a. a. O., S. 141.

払い義務のある場合）、㉑ 1959年4月30日付の指令にもとづく組織的な労働配置への参加からの収入、㉒ 社会主義商業（飲食店を含む）の補助従業員の賃金、㉓ 学生・生徒が学校の休暇中に行った労働によって得た収入、など。

(3) **税率表** 賃金税表において、労働者・職員は子供数と配偶者の有無に応じて3つの租税階級に区分される（第1表）。

租税階級 I この階級には、租税階級 II ないし III に分類される者をのぞくすべての結婚していない男女——すなわち、未婚の男女、離婚した男女および寡婦・鰥夫——が属している。

租税階級 II これには、租税階級 III に属さない、① すべての既婚の男女、② 41歳以上のすべての結婚していない婦人、③ 61歳以上のすべての結婚していない男性、が属している。

租税階級 III これには、子供の扶養控除が認められるすべての男女が所属する。

すべての租税階級で月50マルクの基礎控除がみとめられる（大きな負担が家計にかかる場合——家族の病気など——には、追加控除が行われる）。租税階級 III においては、扶養している子供1人につき、月50マルクの扶養控除がなされる。また、職務上の費用——たとえば、職務服や道具代、通勤の交通費、専門文献代、技能向上を目的とした大学や専門職業学校への参加料、社会保険料など——として、月100マルクがあらかじめ控除される（もし実際の費用が月100マルクをこえる場合、居住地の郡評議会財務部への申告により、追加控除

される)。

現在の賃金税税率表——『資料』として本稿末尾に添付した——によれば、免税点は月181マルクである。租税階級Ⅰに属する労働者・職員の場合、月間賃金総額が182マルクから課税が行われ、1560マルクで最高税率20%になる。みられるように東ドイツの賃金税は、後述する一般所得税とくらべ、全体として低い累進税率となっている。

ここで、東ドイツの普通の労働者すなわち2人の子供をもち平均賃金を受け取る労働者の場合、どの程度の租税負担であるかをみてみよう。1977年には社会主義経済セクターの労働者・職員の平均月間賃金は947マルクであり、賃金税表によるとこの平均賃金を得る労働者の税額は147.40マルクであるので、15%前後の租税負担であろうか。参考までにいえば、ソ連の場合これが8~9%くらいである。

(4) 税の特典制度 つぎの者には、特別の税の減免がみとめられている。① 子供を扶養する者(子供1人につき、月50マルクの扶養控除)、② 資力の乏しい親族を扶養する者(実際の扶養費に応じて、扶養親族1人あたり最高月50マルクの控除)、③ 年金受領者(全額控除)、④ 身体障害者および反ファシズム闘争者ないしファシズム犠牲者(身体障害者には第2表に示された所得控除額。反ファシズム闘争者とファシズム犠牲者には、最重度の身体障害者と同じ控除額)、⑤ 国家賞や名誉賞の受賞者(全額控除)、⑥ 革新者提案、経済特許、産業モデルの考案を行った者(各1万マルクまで非課税)、⑦ 労働生産性の向上

第2表 身体障害者に対する特別控除

(単位:マルク)

	所得控除額 (月)
障 害 者 (Ⅰ)	70
重 度 障 害 者 (Ⅱ)	140
最 重 度 障 害 者 (Ⅲ)	200
常時付添人を必要とする最重度障害者 (盲人および保護手当受領者) (Ⅳ)	400

出所: Lohnsteuertabellen..., S. 22.

をはかった者（超過遂行賃金，時間賃金プレミア，賃金プレミア，出来高超過達成からの収入，商業における販売業績プレミアは，税率5%の特別優遇課税），など。

2. インテリゲンチアに対する課税

インテリゲンチアに対する課税は，労働所得税の特殊な形態である。著述家，芸術家，科学者，教育者，医者，歯科医，獣医，助産婦，発明家などがこの階級に所属する。

東ドイツでは，「インテリゲンチアは労働者階級の同盟者である」，「かれらの活動は，社会主義社会の発展，とりわけ科学・技術進歩の達成や住民の文化や健康の保護に対して大きな意義をもっている」，また，「これらの活動からの収入は，主として自己労働にもとづいている」との認識から，インテリゲンチアのフリーの活動からの収入に対して，優遇税が適用されている。

インテリゲンチアの収入には，① 賃金収入，② 優遇課税収入，③ 非優遇課

第3表 年間標準税率表 H

(単位：マルク)

年間所得	税 額
2100— 2399	2.40 + 2100をこえる額の11.2%
2400— 3599	36 + 2400をこえる額の15.0%
3600— 4799	216 + 3600をこえる額の20.0%
4800— 5999	456 + 4800をこえる額の24.0%
6000— 7199	744 + 6000をこえる額の30.0%
7200— 8399	1104 + 7200をこえる額の34.0%
8400—15099	1512 + 8400をこえる額の22.5%
15100—25999	3020 + 15100をこえる額の35.0%
26000—35999	6800 + 26000をこえる額の40.0%
36000以上	30.0%

出所：Gesetz zur Änderung der Besteuerung der steuerbegünstigten freischaffen Intelligenz vom 28. Mai 1958, *Gesetzblatt der DDR* (以下 *GBl* と略記)，Teil I, Nr. 37, 1958, S. 454.

第4表 税率表 J

年間所得（賃金 収入＋優遇課税 収入） マルク	優遇課税収入に対 する税率（租税階 級 I の場合） %
15100—15999	21
16000—17999	22
18000—19999	23
20000—21999	24
22000—23999	25
24000—25999	26
26000—27999	27
28000—29999	28
30000—33999	29
34000以上	30

出所：Gesetz zur Änderung der
Besteuerung..., a. a. O., S. 454.

税収入の3つがあり、これらの収入の組合せ方に応じて税率表が異なっている。

(1) 優遇課税収入のみの者。この場合は、1958年5月28日発効の年間標準税率表 H (第3表) にもとづいて課税される。税は支払い者が報酬の20% (助産婦の場合は10%) を郡評議会財務部に払い込むという形で徴収される。社会的要因 (子供数など) や特別の負担 (職務上の費用など) についての所得控除は年末に調整される。

(2) 賃金収入と優遇課税収入の者。① これらの収入の合計が年に1万5099マルク以下の場合、(1)と同様、税率表 H にもとづいてその総額に対して課税される。最高税率は30% (優遇税収入の14%) である。② その収入総額が年間1万5100マルク以上の場合には、税率表 J (第4表) にもとづいて、優遇税収入部分のみが課税される。この場合、税率は21~30%の累進税である。

(3) 賃金収入と非優遇課税収入の者。この場合は、税率表 L が適用され、最高税率は非優遇課税収入の90%にも達する。

(4) 賃金収入、優遇課税収入および非優遇課税収入のある者。税率表 L, H ないし J が適用され、最高税率は(2)の場合と同じである。

第5表 税率表 M

（単位：マルク）

年間所得	税額
2100—2399	2.40 + 2100をこえる額の11.2%
2400—3599	36 + 2400をこえる額の15.0%
3600—4799	216 + 3600をこえる額の20.0%
4800—5999	456 + 4800をこえる額の24.0%
6000—7199	744 + 6000をこえる額の30.0%
7200—8399	1104 + 7200をこえる額の34.0%
8400—15099	1512 + 8400をこえる額の22.5%
15100—19999	3020 + 15100をこえる額の35.0%
20000—24999	4735 + 20000をこえる額の52.3%
25000—29999	7350 + 25000をこえる額の58.0%
30000—34999	10250 + 30000をこえる額の60.0%
35000—39999	13250 + 35000をこえる額の63.0%
40000—44999	16400 + 40000をこえる額の68.0%
45000—59999	19800 + 45000をこえる額の70.0%
60000—99999	30300 + 60000をこえる額の74.2%
100000以上	60%

出所：Verordnung über die Besteuerung von Berufsgruppen freiberuflich Tätiger vom 15. Dezember 1970, *GBl*, Teil II, Nr. 97, 1970, S. 691.

なお、1970年12月15日付「自由職グループへの課税にかんする⁽⁵⁾規定」によって、建築技師、技師、翻訳家、工芸家などの12の職種に対して、「労働給付と所得の適正な関係をはかるため」としてより高い税率——税率表 M (第5表)——が規定された。それによると、これらの職種は、年間所得が2万マルク未満のときは、労働者・職員の賃金税と同一の税率が適用されるが、2万マルク以上では、高い累進税率となり、10万マルクで最高税率60%になる。しかし、税率表 M が適用されたとしても、一般所得税の著しく高い税率と比べるとかなり低い税率となっている。

(1) *Wörterbuch...*, S. 878 und 879; Gurtz / Kaltoven, *a. a. O.*, S. 140 und 141.

(2) *Statistisches Jahrbuch der DDR 1978*, Staatsverlag der DDR, 1978, S. 31.

- (3) 拙稿「ソ連邦における所得税」, 前掲誌, p. 112。
 (4) Gurtz / Kaltofen, *a. a. O.*, S. 142。
 (5) Verordnung über die Besteuerung von Berufsgruppen freiberuflich Tätiger vom 15. Dezember 1970, *GBl*, Teil II, Nr. 97, 1970。

III

3. 手工業生産協同組合 (PGH) とその組合員に対する税

手工業生産協同組合 (PGH) は、農業生産協同組合 (LPG)、園芸生産協同組合 (GPG)、漁業生産協同組合 (FPG) と同じ型の社会主義的共同所有である。1977年には、東ドイツには2771の PGH と14万5400人の組合員が存在し、それらは手工業の作業全体の40%をもたらした。⁽¹⁾ PGH は、社会主義国家と党によって従来から多大な援助を与えられてきた。すでに1950年8月、東ドイツの臨時人民議会は、「手工業の助成のための法律」を決議したが、この法律の前文の中で、つぎのようにのべられている。「生産、修繕およびサービスの領域における手工業の作業は、工業、とくに人民所有企業の生産作業の重要な補完である。したがって、手工業と手工業協同組合の経済的作業能力を国民経済的目標の達成のためにさらに強く引き入れることは、一般的な国民経済的意義をもつ課題である。国民の生活を改善するためには、能率のよい手工業を保持し、手工業の質的能力を高めることが必要である」。⁽²⁾

したがって、PGH への課税にあたっては、これを経済的に助成するという観点⁽³⁾が貫かれていることはいうまでもない。PGH は、1962年11月30日付「PGH-税法」⁽⁴⁾により課税される。本法によれば、PGH 税には、経営に対する税と各組合員に対する税とがある。

(1) PGH に対する税 PGH は、① 利潤税と ② 取引税ないし ③ 生産ファンド税を支払う。

① 利潤税。これは、PGH が行う主たる国庫納入金であり、組合員1人あたりの年間利潤にもとづいて税額が計算される。利潤税の税率は、第6表に表

第6表 手工業生産協同組合（PGH）の利潤税税率

組員1人あたりの年間利潤 マルク	税率 %	組員1人あたりの年間利潤 マルク	税率 %
500—749	2	2800—2949	15
750—999	3
1000—1199	4	5000—5099	35
1200—1399	5	5100—5199	36
1400—1599	6	5200—5299	37
1600—1749	7	5300—5399	38
1750—1899	8	5400—5499	39
1900—2049	9	5500—5599	40
2050—2199	10	5600—5699	41
2200—2349	11	5700—5799	42
2350—2499	12	5800—5899	43
2500—2649	13	5900—5999	44
2650—2799	14	6000以上	45

出所：Gesetz über die Besteuerung der Produktionsgenossenschaften des Handwerks und ihrer Mitglieder vom 30. November 1962, *GBl*, Teil I, Nr. 13, 1962, S. 121.

示されたとおりである。本税は組員1人あたりの利潤が500マルク以上に課税され、2～45%の累進税となっている。なお、手工業タイプの作業しか行わないPGHに対しては、特別の規定がなされている。

② 取引税。取引税は、すべてのPGHが対象となるわけではなく、1960年代末の工業価格改革で価格改訂がなされなかった場合や取引税が価格の構成要素になっている場合にだけ、徴収される。取引税の税率は、一般に3%であるが、パンと菓子パンは1.5%、肉製品と腸詰製品はわずか1.35%である。

③ 生産ファンド税。これは、さきの工業価格改革によって新価格が適用されたPGHから徴収される。生産ファンドは、通例、PGHの生産ファンドの6%である。生産ファンド税は、主に、私的建築業や自動車生産、および部分的に工業的生産を行うPGHに課税されている。

新設PGHは、納入されるべき税部分を追加的蓄積ファンドに繰入れる場合には、2年間、PGH税を免除される。これは新設PGHの経営基盤を確立する

第7表 手工業生産協同組合 (PGH)
員の超過労働報酬の税率

ノルマ遂行率	税率 (%)
101—125	5
126—130	6
131—135	7
136—140	8
141—145	9
146—150	10
151—155	11
156—160	12
161—165	14
166—170	16
171—175	18
176以上	20

出所：Gesetz über die Besteuerung der
Produktionsgenossenschaften... a. a.
O., S. 122.

ための国家的な援助である。

(2) PGHの組合員に対する課税 かれらがPGHから得る収入には、①労働報酬、②利潤持ち分、③生産手段の提供によりPGHから支払われる額がある。

① 労働報酬への課税。PGHで遂行した労働からの収入は、基本報酬と超過労働報酬とに区別して課税される。基本報酬への課税は、労働者・職員と同じ基準でなされる。ノルマを超過遂行した者に支払われる超過労働報酬は、ノルマを超過した割合に応じて課税される(第7表)。

② 利潤持ち分への課税。この収入に対する税率は、収入の10%である。

③ 生産手段の提供による収入への課税。この収入は、もし生産手段が5年以上PGHに移譲されるならば、全額免税となる。かかる契約が存在しない場合は、一般に30%の税が課せられる。

4. 手工業者に対する税

私的な手工業者は、単純商品生産者であり、労働者階級の本来の同盟者である。1977年末には、8万5111の手工業経営があり、25万1426人の常時従業員（弟子をのぞく）⁽⁵⁾がいた。かれらは、PGHとともに修理やサービスを住民に供給するうえで、重要な役割をはたしている。たとえば、1977年には、かれらは手工業の作業全体の60.0%⁽⁶⁾をもたらした。

それゆえ、東ドイツでは、手工業者は国家によって全面的な援助を受けてきた。かかる援助のなかでも、とりわけ租税上の措置が中心的な位置をしめる。手工業者に対する税は、1966年3月16日付「手工業者に対する課税にかんする

第8表 手工業経営の利潤税税率

(単位：マルク)

年間利潤	税 額
1199以下	0
1200— 1999	0 + 1200をこえる額の10%
2000— 2999	80 + 2000をこえる額の11%
3000— 4999	190 + 3000をこえる額の18%
5000— 7999	550 + 5000をこえる額の25%
8000— 10999	1300 + 8000をこえる額の30%
11000— 14999	2200 + 11000をこえる額の35%
15000— 19999	3600 + 15000をこえる額の40%
20000— 24999	5600 + 20000をこえる額の48%
25000— 29999	8000 + 25000をこえる額の50%
30000— 34999	10500 + 30000をこえる額の56%
35000— 39999	13300 + 35000をこえる額の62%
40000— 44999	16400 + 40000をこえる額の68%
45000— 59999	19800 + 45000をこえる額の70%
60000— 99999	30300 + 60000をこえる額の75%
100000—149999	60300 + 100000をこえる額の82%
150000—249999	101300 + 150000をこえる額の86%
250000以上	187300 + 250000をこえる額の90%

出所：Gesetz über die Besteuerung der Handwerker vom 16. März 1966, *GBl*, Teil I, Nr. 8, 1966, S. 74.

法律⁽⁷⁾」にもとづいて徴収される。なお、税法でいう手工業経営とは、従業員数が10人以下の手工業経営である。

課税にさいしてつぎの点が考慮される。⁽⁸⁾ 1つは、労働者階級の同盟者としての手工業者は、経済的にも、私的な営業者よりも軽い租税負担によって、保護されることである。2つには、住民に対する修理やサービスの提供が改善される方向で課税されることである。3つには、利潤の少ない手工業者は特別の扱いがなされることである。最後に、手工業者が、生産過程の集約化、すなわち基本ファンド、物財その他の資源をもっとも効率的に利用するように刺激されることである。

66年手工業者税法によると、手工業者は、利潤税、取引税ないし生産ファンド税および賃金高税を納める。

(1) 利潤税。これは、手工業経営の利潤に課せられる税である。税率表(第8表)をみると、所得税より低率の累進税となっており、年間利潤が1万1000マルクまでの税率は、賃金税税率に対応したものになっている。修理・サービス以外の作業を行い、その年間利潤が2万マルクをこえる場合には、2万マルクをこえる額の10%の追加税が徴収される。自分の配偶者とともに税額が算定される場合や子供を扶養している場合は、配偶者控除や子供控除がみとめられる。それぞれについて各120マルクが利潤税から控除される。

第9表 手工業経営の賃金高税税率

(単位：マルク)

年間賃金総額	税 額
11999以下	0
12000—19999	700+12000をこえる額の10%
20000—29999	1500+20000をこえる額の15%
30000—39999	3000+30000をこえる額の20%
40000—49999	5000+40000をこえる額の25%
50000以上	賃金総額の15%

出所：Gesetz über die Besteuerung der Handwerker..., a. a. O., S. 74.

(2) 取引税ないし生産ファンド税。この税については、PGHの場合と同様である。生産ファンド税は、部分的に工業的な生産を行う手工業経営や建築関係の手工業経営から徴収され、その税率は取引高の3%である。

(3) 賃金高税。これは、支払い賃金総額（年間）が1万2000マルク以上の手工業経営に課せられる税である。賃金高税の税率は、第9表に示されているように、年間賃金総額が1万2000マルクのとき6%、5万マルクのとき最高税率15%となる。

なお、手工業者が保有する資産への資産税は、徴収されない。

5. 委託販売業者に対する税

東ドイツでは、建国以来、社会主義商業——人民所有商業（HO）と協同組合商業——の形成と発展に努めると同時に、私的小売商業との協力にも力を注いだ。こうした形態のひとつが、委託販売である。ここでは私的小売業者や旅館・飲食業者は、社会主義商業の所有物である商品を契約にもとづいて社会主義商業から委託される。1977年末には、委託販売業者は、894億3400万マルクの

第10表 委託販売税の税率

（単位：マルク）

年 間 利 潤	税 額
1199以下	0
1200— 1799	16+ 1200をこえる額の15%
1800— 2399	106+ 1800をこえる額の18%
2400— 3599	216+ 2400をこえる額の20%
3600— 4799	456+ 3600をこえる額の24%
4800— 5999	744+ 4800をこえる額の30%
6000— 7199	1104+ 6000をこえる額の34%
7200—13899	1512+ 7200をこえる額の22.5%
13900以上	3020+13900をこえる額の20%

出所：Verordnung über die Besteuerung der
Kommissionshändler vom 24. Dezember
1959, *GBl*, Teil I, Nr. 2, 1960, S. 21.

小売取引総額のうち、58億2600万マルク（6.5%）の取引高をもたらした。⁽⁹⁾

社会主義小売業の協力者として、かれらは手数料を受けとる。この手数料に課せられる税が委託販売税⁽¹⁰⁾である。そのさい、その手数料は、かれらの個人的な労働にもとづく所得であることから、委託販売税の税率も労働者・職員の労働所得税に照応する高さに規定される（第10表）。平均以上の所得、すなわち、年間所得が2万4000マルクをこえる場合には、超過額の50%が徴収される。⁽¹¹⁾

なお、委託販売業に対しては、取引税と営業税は徴収されない。

6. 私的営業経営に対する税

ここでいう私的営業経営とは、日常必需品やサービス、修理を国民に供給する工業的な経営である。私的営業経営の社会経済的な特徴は、生産手段の私的所有にもとづいて生産し、一定の割合で他人労働力を雇用するという資本主義的性格をもつ点にある。

それゆえ、かかる経営への課税にあたってつぎの点が考慮される。すなわち、生産手段の私的所有の拡大再生産を制限すること、私的営業からの所得と勤労者の所得とを適正な関係におくこと、さらに、かれらの活動を社会主義国民経済の要求に一致させること、⁽¹²⁾である。

財政学テキストによれば、⁽¹³⁾私的営業経営は、取引税、営業税、生産ファンド税、所得＝資産税を納入する。

(1) 所得＝資産税。これは、営業利潤に課せられる強度の累進税——最高税率90%——である。ただ、税率90%が課せられる利潤が得られることはまれであるといわれる。

(2) 取引税、生産ファンド税および営業税。取引税と営業税はいわゆる企業税であり利潤からは支払われない。製品やサービスを工業価格改革による新価格で実現するか工業価格改革以後に実現する営業経営は、取引税や営業税のかわりに生産ファンド税を支払う。

私的営業経営に適用される税法が、いわゆる一般税法 Allgemeines Steuer-

recht である。このうち重要な法律として次のものがある。

- (1) 「所得税法 (1970年9月18日付)」⁽¹⁴⁾
- (2) 「法人税法 (1970年9月18日付)」⁽¹⁵⁾
- (3) 「営業税法 (1970年9月18日付)」⁽¹⁶⁾
- (4) 「資産税法 (1970年9月18日付)」⁽¹⁷⁾
- (5) 「取引税法 (1970年9月18日付)」⁽¹⁸⁾
- (6) 「課徴金規定 (1970年9月18日付)」⁽¹⁹⁾

7. 共同体税

市町村財政の財源となる若干の税——土地税、犬税および娯楽税——は、共同体税 Gemeindesteuern と呼ばれる。⁽²⁰⁾

(1) 土地税。これは市町村における土地保有に課せられる税であり、土地税⁽²¹⁾法にもとづいて徴収される。このさい、農林業用地の保有とその他の土地保有とが区別される（後者に対する徴税額は200～300%、前者へのそれより高い）。土地税の算定基準は土地保有の単位価額である。特別の場合、たとえば、人民所有的な土地保有の大部分、農業生産協同組合（LPG）によって利用される土地保有および宅地の場合には、法律によって土地税が免除される。

(2) 犬税。これは、1957年の犬税の徴収についての規定⁽²²⁾にもとづいて徴収される。犬税の額は、基本的に、その場所と飼っている犬の数に応じて決められている。

(3) 娯楽税。この税は、公共の娯楽が有償で実施される場合に徴収される。1964年5月27日付娯楽税法によれば、税額⁽²³⁾の大きさは、娯楽開催の文化政策的教育的意義に応じて、差別される。最高税率は、報酬の25%である。

以上のほか、土地取得税、競馬税、宝くじ税、相続税、贈与税、自動車税、資本利子税などがあるが、資本主義とくらべてその数はきわめて少ない。

- (1) *Statistisches Jahrbuch...*, S. 148 und 149.
- (2) 手工業生産協同組合 (PGH), 手工業経営, 委託商業などの中小零細経営に対する手厚い助成措置の詳細については, 石田精一「社会主義と手工業・中小零細企業——ドイツ民主共和国の例にみる——」『経済』第122号 (1974年6月) を参照のこと。
- (3) 向坂逸郎監修・労働大学調査研究所訳『社会主義経済学——ドイツ民主共和国における理論と実践』上 (河出書房新社, 1972年), p. 126より再引用。
- (4) Gesetz über die Besteuerung der Produktionsgenossenschaften..., *a. a. O.*, S. 119-122.
- (5) *Statistisches Jahrbuch...*, S. 152.
- (6) *Ebenda*, S. 148 und 152.
- (7) Gesetz über die Besteuerung der Handwerker..., *a. a. O.*, S. 71-74.
- (8) Gurtz / Kaltofen, *a. a. O.*, S. 137.
- (9) *Statistisches Jahrbuch...*, S. 218.
- (10) Verordnung über die Besteuerung der Kommissionshändler..., *a. a. O.*, S. 19-21.
- (11) Zweite Verordnung über die Besteuerung der Kommissionshändler vom 15. Dezember 1970, *GBl*, Teil II, Nr. 97, 1970, S. 690.
- (12) Gurtz / Kaltofen, *a. a. O.*, S. 139.
- (13) *Ebenda*, S. 139 und 140.
- (14) Einkommensteuergesetz in der Fassung vom 18. September 1970, *GBl*, Sonderdruck Nr. 670.
- (15) Körperschaftsteuergesetz in der Fassung vom 18. September 1970, *GBl*, Sonderdruck Nr. 671.
- (16) Gewerbesteuerengesetz in der Fassung vom 18. September 1970, *GBl*, Sonderdruck Nr. 672.
- (17) Vermögensteuergesetz in der Fassung vom 18. September 1970, *GBl*, Sonderdruck Nr. 675.
- (18) Umsatzsteuergesetz in der Fassung vom 18. September 1970, *GBl*, Sonderdruck Nr. 673.
- (19) Abgabenordnung in der Fassung vom 18. September 1970, *GBl*, Nr. 681.
- (20) Gurtz / Kaltofen, *a. a. O.*, S. 143 und 144.
- (21) Grundsteuergesetz, *GBl*, Sonderdruck Nr. 676.
- (22) Verordnung über die Erhebung der Hundesteuer, *GBl*, Teil I, 1957, S. 385.
- (23) Vergnügungssteuer-Verordnung in der Fassung vom 27. Mai 1964, *GBl*, Teil II, 1964, S. 559.

IV

以上紹介してきた東ドイツの租税体系を整理して示せば、第11表のようになる。これらの租税のうち、中央財政の財源となるのは労働者・職員に課せられる賃金税のみであり、残りのものはすべて地方財政の財源となる（第1図）。しばしば、社会主義のもとで租税収入はすべて中央財政に集中されるものと誤解されているが、東ドイツでは決してそうではないことに注意されたい。

最後に、東ドイツの税制にみられる社会主義的特徴について述べてみたい。

第1の特徴は、租税のもつ国庫収入の意義である。財政学テキストの著者グルツ J. Gurtz とカルトーフエン G. Kaltofen は、国家予算歳入を、それぞれ⁽¹⁾の歳入の社会経済的内容の違いから、つぎのように分類している。

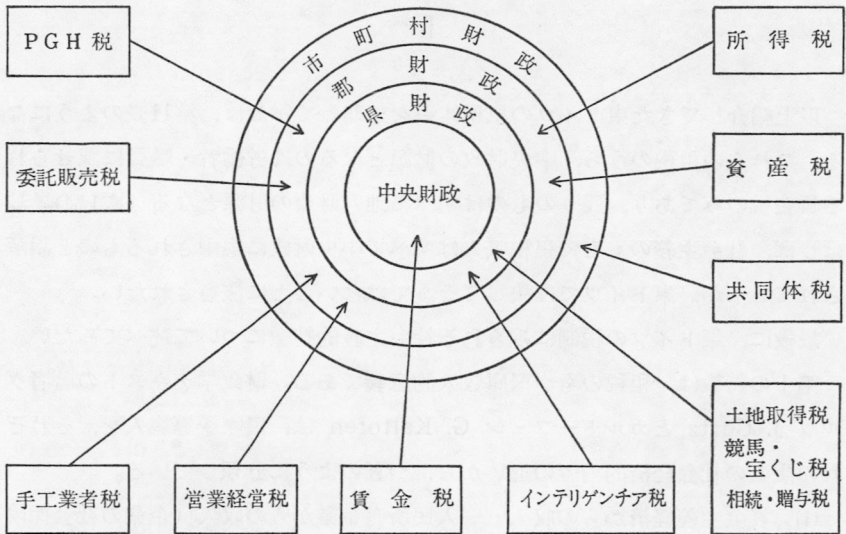
(1) 社会主義経済からの収入——人民所有企業からの収入（企業の社会保険分担金を含む）、農業部門への課徴金、手工業生産協同組合その他の社会主義的協同組合からの収入。

第11表 東ドイツの税制

納 税 者	租 税 の 種 類
1. 労働者・職員	賃金税
2. インテリゲンチア	インテリゲンチア税
3. 手工業生産協同組合 (PGH)	生産ファンド税, 取引税, 利潤税
4. PGH の組合員	PGH 組合員税
5. 委託販売業者	委託販売税
6. 私的手工業者	生産ファンド税, 取引税, 賃金高税, 利潤税
7. 私的営業経営	生産ファンド税, 取引税, 営業税, 所得税
8. 資本投資による収入をえる市民	所得税
9. 資産を有する市民	資産税
10. 特殊な収入をえる市民	土地取得税, 競馬・宝くじ税, 相続・贈与税
11. 特定の物件の所有者ないし開権者	土地税, 犬税, 娯楽税

出所：Gurtz / Kaltofen, *a. a. O.*, S. 145.

第1図 国家財政と租税



出所：Gurtz / Kaltofen, a. a. O., S. 66.

(2) 国家施設および機関の業務からの収入——たとえば、教育・文化・保健施設ないし銀行の国家予算への拠出金。

(3) 私的手工業経営および自営業からの租税収入。

(4) 労働所得税や社会保険料の形態での国民からの収入。

上記の財源のなかで、(1)の「社会主義経済からの収入」が、歳入総額の75%すなわち3/4以上をしめている。しかも、この収入のなかでも、人民所有企業から純利潤納付金、生産ファンド賦課金、生産物結合的賦課金の形態で国庫に納められる収入が決定的な役割を演じている。第12表に示されているように、東ドイツで社会主義経済の再生産軌道が確立した1960年以降、人民所有企業からの収入は、国家財政の歳入総額の60%前後をしめている。このように、東ドイツでは、基本的な生産手段が社会化されているために、そこから生じる純所得が国家財政に集中され、それが国家財政の主要な財源となっており、したがって、国民と私的セクターの租税は副次的な役割しか演じていない。これが東ド

第12表 人民所有企業からの歳入の増加

年	1951	1955	1960	1965	1970	1976	1977
人民所有企業からの歳入額 (単位：10億マルク)	3.0	13.7	30.6	31.7	37.4	70.2	77.5
歳入にしめる割合 (単位：%)	11.5	35.8	60.3	56.1	54.8	60.6	63.4

出所：Gurtz / Kaltofen, *a. a. O.*, S. 57.

イツ税制の最大の特徴となっており、租税が国家の主要財源となっている資本主義諸国の場合（第13表参照）とくらべて著しい対照をなしている。

東ドイツ税制の第2の特徴は、経済政策的あるいは社会政策的な観点から、納税者の所属する階級や階層の違いによって差別的な課税がなされる点である。その際、この差別政策は、労働者階級とその同盟者の利益を守る立場から、実施される。

いうまでもなく、現代資本主義において、国家予算は、「階級的予算、すなわち、ブルジョアジーのための予算」（マルクス）として独占資本の利益に奉仕しており、しかもその財源の相対的に大きな部分が労働者階級をはじめとする国民大衆の直接税か間接税かによって構成されている。つまり、資本主義にお

第13表 資本主義諸国における歳入中にしめる租税および印紙収入の割合
(%)

年	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス	イタリア
1934~36	53.5	98.7	97.0	—	75.0	83.1
1955	80.8	99.6	91.7	82.9	80.6	91.5
1960	90.0	99.5	89.0	90.8	90.6	88.7
1965	85.6	98.9	90.1	87.7	91.9	93.4
1970	89.5	99.2	90.3	90.4	90.0	80.7
1972	79.0	99.1	89.0	91.5	91.6	77.6
1973	81.9	99.2	89.3	91.6	91.1	76.6
1974	75.5	99.2	89.4	88.2	91.2	81.2
1975	65.6	99.1	89.5	74.2	90.7	60.6

※ 大蔵省主税局調べ。

出所：松隈秀雄『税務読本』（東洋経済新報社，1976年），p. 12。

いて、租税は資本家による労働者階級の追加的搾取の道具としてあらわれる。

それに対し、東ドイツの場合には、独占資本の権力が打ちやぶられ、労働者階級の権力が実現されているため、「租税は、労働者階級に対立する手段から、労働者階級自身的手段に転化した」。したがって、「社会主義国家の租税政策は、労働者階級とその同盟者の利益から、出発」して、「租税をそのときどきの発展段階におけるみずからの経済政策的および社会政策的課題を実現するために利用する。社会主義社会における租税のかかる役割から、社会主義税法は、階級と階層に応じて差別づけられねばならず、変化する諸条件にたえず適応させられなければならないという結論がひき出される」⁽²⁾ (傍点は引用者)。

東ドイツの租税には、以上のような社会主義的といつてよい特徴がみられる。しかし、本来租税とは何かという観点から考えてみると、東ドイツにおける租税の存在そのものの問題が浮び上ってくる。すなわち、本来の意味での租税は生産手段の私的所有制とそれにもとづく所得を前提とした概念であるとすれば、生産手段が社会化された社会主義にとっては全く無縁の概念である。したがって、私的手工業者や私的営業者の税は別としても、少なくとも労働者・職員の賃金税は——たとえそれが著しく低い優遇税率であっても——できるだけ早い機会に廃止されるべきであろう。現段階における賃金税の存在根拠はどこにあるのか、賃金税廃止のためにどのような条件の変化が必要であるのか、また現在の東ドイツにおいてかかる条件がどの程度用意されているのかといった点については、別の機会に検討したい。

(1) Gurtz / Kaltofen, *a. a. O.*, S. 55 und 56.

(2) *Wörterbuch...*, S. 878.

〔資料〕 賃 金 税 表

— 月給の場合 —

(1953年11月1日発効)

月 間 賃 金		税 額						
		租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ				
				子 供 1 人	子 供 2 人	子 供 3 人	子 供 4 人	子 供 5 人
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
0	1.— 174.99	—	—	—	—	—	—	—
1	175.— 175.99	—	—	—	—	—	—	—
2	176.— 176.99	—	—	—	—	—	—	—
3	177.— 177.99	—	—	—	—	—	—	—
4	178.— 178.99	—	—	—	—	—	—	—
5	179.— 179.99	—	—	—	—	—	—	—
6	180.— 180.99	—	—	—	—	—	—	—
7	181.— 181.99	—	—	—	—	—	—	—
8	182.— 182.99	1.—	—	—	—	—	—	—
9	183.— 183.99	1.10	—	—	—	—	—	—
10	184.— 184.99	1.20	—	—	—	—	—	—
11	185.— 185.99	1.30	—	—	—	—	—	—
12	186.— 186.99	1.40	—	—	—	—	—	—
13	187.— 187.99	1.50	—	—	—	—	—	—
14	188.— 188.99	1.60	—	—	—	—	—	—
15	189.— 189.99	1.80	—	—	—	—	—	—
16	190.— 190.99	1.90	—	—	—	—	—	—
17	191.— 191.99	2.—	—	—	—	—	—	—
18	192.— 192.99	2.10	—	—	—	—	—	—
19	193.— 193.99	2.20	—	—	—	—	—	—
20	194.— 194.99	2.30	—	—	—	—	—	—
21	195.— 195.99	2.40	—	—	—	—	—	—
22	196.— 196.99	2.50	—	—	—	—	—	—
23	197.— 197.99	2.70	—	—	—	—	—	—
24	198.— 198.99	2.80	—	—	—	—	—	—
25	199.— 199.99	2.90	—	—	—	—	—	—
26	200.— 200.99	3.—	—	—	—	—	—	—
27	201.— 201.99	3.10	—	—	—	—	—	—
28	202.— 202.99	3.30	—	—	—	—	—	—
29	203.— 203.99	3.40	—	—	—	—	—	—

月間賃金		税 額						
		租 税 階 級 I	租 税 階 級 II	租 税 階 級 III				
				子 供 1人	子 供 2人	子 供 3人	子 供 4人	子 供 5人
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
30	204.— 204.99	3.60	—	—	—	—	—	—
31	205.— 205.99	3.70	—	—	—	—	—	—
32	206.— 206.99	3.90	—	—	—	—	—	—
33	207.— 207.99	4.—	—	—	—	—	—	—
34	208.— 208.99	4.20	—	—	—	—	—	—
35	209.— 209.99	4.30	—	—	—	—	—	—
36	210.— 210.99	4.50	—	—	—	—	—	—
37	211.— 211.99	4.60	—	—	—	—	—	—
38	212.— 212.99	4.80	—	—	—	—	—	—
39	213.— 213.99	4.90	—	—	—	—	—	—
40	214.— 214.99	5.10	—	—	—	—	—	—
41	215.— 215.99	5.20	—	—	—	—	—	—
42	216.— 216.99	5.40	—	—	—	—	—	—
43	217.— 217.99	5.50	—	—	—	—	—	—
44	218.— 218.99	5.70	—	—	—	—	—	—
45	219.— 219.99	5.80	—	—	—	—	—	—
46	220.— 220.99	6.—	—	—	—	—	—	—
47	221.— 221.99	6.10	—	—	—	—	—	—
48	222.— 222.99	6.30	—	—	—	—	—	—
49	223.— 223.99	6.40	—	—	—	—	—	—
50	224.— 224.99	6.60	—	—	—	—	—	—
51	225.— 225.99	6.70	—	—	—	—	—	—
52	226.— 226.99	6.90	—	—	—	—	—	—
53	227.— 227.99	7.—	—	—	—	—	—	—
54	228.— 228.99	7.20	—	—	—	—	—	—
55	229.— 229.99	7.30	—	—	—	—	—	—
56	230.— 230.99	7.50	—	—	—	—	—	—
57	231.— 231.99	7.60	—	—	—	—	—	—
58	232.— 232.99	7.80	1.—	—	—	—	—	—
59	233.— 233.99	7.90	1.10	—	—	—	—	—
60	234.— 234.99	8.10	1.20	—	—	—	—	—
61	235.— 235.99	8.20	1.30	—	—	—	—	—
62	236.— 236.99	8.40	1.40	—	—	—	—	—
63	237.— 237.99	8.50	1.50	—	—	—	—	—
64	238.— 238.99	8.70	1.60	—	—	—	—	—
65	239.— 239.99	8.80	1.80	—	—	—	—	—
66	240.— 240.99	9.—	1.90	—	—	—	—	—

月間賃金		税 額						
		租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ				
				子供 1人	子供 2人	子供 3人	子供 4人	子供 5人
マルク		マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
67	241.— 241.99	9.10	2.—	—	—	—	—	—
68	242.— 242.99	9.30	2.10	—	—	—	—	—
69	243.— 243.99	9.40	2.20	—	—	—	—	—
70	244.— 244.99	9.60	2.30	—	—	—	—	—
71	245.— 245.99	9.70	2.40	—	—	—	—	—
72	246.— 246.99	9.90	2.50	—	—	—	—	—
73	247.— 247.99	10.—	2.70	—	—	—	—	—
74	248.— 248.99	10.20	2.80	—	—	—	—	—
75	249.— 249.99	10.30	2.90	—	—	—	—	—
76	250.— 250.99	10.50	3.—	—	—	—	—	—
77	251.— 251.99	10.60	3.10	—	—	—	—	—
78	252.— 252.99	10.80	3.30	—	—	—	—	—
79	253.— 253.99	10.90	3.40	—	—	—	—	—
80	254.— 254.99	11.10	3.60	—	—	—	—	—
81	255.— 255.99	11.20	3.70	—	—	—	—	—
82	256.— 256.99	11.40	3.90	—	—	—	—	—
83	257.— 257.99	11.50	4.—	—	—	—	—	—
84	258.— 258.99	11.70	4.20	—	—	—	—	—
85	259.— 259.99	11.80	4.30	—	—	—	—	—
86	260.— 260.99	12.—	4.50	—	—	—	—	—
87	261.— 261.99	12.10	4.60	—	—	—	—	—
88	262.— 262.99	12.30	4.80	—	—	—	—	—
89	263.— 263.99	12.40	4.90	—	—	—	—	—
90	264.— 264.99	12.60	5.10	—	—	—	—	—
91	265.— 265.99	12.70	5.20	—	—	—	—	—
92	266.— 266.99	12.90	5.40	—	—	—	—	—
93	267.— 267.99	13.—	5.50	—	—	—	—	—
94	268.— 268.99	13.20	5.70	—	—	—	—	—
95	269.— 269.99	13.30	5.80	—	—	—	—	—
96	270.— 270.99	13.50	6.—	—	—	—	—	—
97	271.— 271.99	13.60	6.10	—	—	—	—	—
98	272.— 272.99	13.80	6.30	—	—	—	—	—
99	273.— 273.99	13.90	6.40	—	—	—	—	—
100	274.— 274.99	14.10	6.60	—	—	—	—	—
101	275.— 275.99	14.20	6.70	—	—	—	—	—
102	276.— 276.99	14.40	6.90	—	—	—	—	—
103	277.— 277.99	14.50	7.—	—	—	—	—	—
104	278.— 278.99	14.70	7.20	—	—	—	—	—

月間賃金	税 額							
	租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ					
			子供 1人	子供 2人	子供 3人	子供 4人	子供 5人	
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
105	279.— 279.99	14.80	7.30	—	—	—	—	—
106	280.— 280.99	15.—	7.50	—	—	—	—	—
107	281.— 281.99	15.10	7.60	—	—	—	—	—
108	282.— 282.99	15.30	7.80	1.—	—	—	—	—
109	283.— 283.99	15.40	7.90	1.10	—	—	—	—
110	284.— 284.99	15.60	8.10	1.20	—	—	—	—
111	285.— 285.99	15.70	8.20	1.30	—	—	—	—
112	286.— 286.99	15.90	8.40	1.40	—	—	—	—
113	287.— 287.99	16.—	8.50	1.50	—	—	—	—
114	288.— 288.99	16.20	8.70	1.60	—	—	—	—
115	289.— 289.99	16.30	8.80	1.80	—	—	—	—
116	290.— 290.99	16.50	9.—	1.90	—	—	—	—
117	291.— 291.99	16.60	9.10	2.—	—	—	—	—
118	292.— 292.99	16.80	9.30	2.10	—	—	—	—
119	293.— 293.99	16.90	9.40	2.20	—	—	—	—
120	294.— 294.99	17.10	9.60	2.30	—	—	—	—
121	295.— 295.99	17.20	9.70	2.40	—	—	—	—
122	296.— 296.99	17.40	9.90	2.50	—	—	—	—
123	297.— 297.99	17.50	10.—	2.70	—	—	—	—
124	298.— 298.99	17.70	10.20	2.80	—	—	—	—
125	299.— 299.99	17.80	10.30	2.90	—	—	—	—
126	300.— 301.99	18.—	10.50	3.—	—	—	—	—
127	302.— 303.99	18.40	10.80	3.30	—	—	—	—
128	304.— 305.99	18.80	11.10	3.60	—	—	—	—
129	306.— 307.99	19.20	11.40	3.90	—	—	—	—
130	308.— 309.99	19.60	11.70	4.20	—	—	—	—
131	310.— 311.99	20.—	12.—	4.50	—	—	—	—
132	312.— 313.99	20.40	12.30	4.80	—	—	—	—
133	314.— 315.99	20.80	12.60	5.10	—	—	—	—
134	316.— 317.99	21.20	12.90	5.40	—	—	—	—
135	318.— 319.99	21.60	13.20	5.70	—	—	—	—
136	320.— 321.99	22.—	13.50	6.—	—	—	—	—
137	322.— 323.99	22.40	13.80	6.30	—	—	—	—
138	324.— 325.99	22.80	14.10	6.60	—	—	—	—
139	326.— 327.99	23.20	14.40	6.90	—	—	—	—
140	328.— 329.99	23.60	14.70	7.20	—	—	—	—

月間賃金	税 額							
	租 税 階 級 I	租 税 階 級 II	租 税 階 級 III					
			子供 1人	子供 2人	子供 3人	子供 4人	子供 5人	
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
141	330.—	331.99	24.—	15.—	7.50	—	—	—
142	332.—	333.99	24.40	15.30	7.80	1.—	—	—
143	334.—	335.99	24.80	15.60	8.10	1.20	—	—
144	336.—	337.99	25.20	15.90	8.40	1.40	—	—
145	338.—	339.99	25.60	16.20	8.70	1.60	—	—
146	340.—	341.99	26.—	16.50	9.—	1.90	—	—
147	342.—	343.99	26.40	16.80	9.30	2.10	—	—
148	344.—	345.99	26.80	17.10	9.60	2.30	—	—
149	346.—	347.99	27.20	17.40	9.90	2.50	—	—
150	348.—	349.99	27.60	17.70	10.20	2.80	—	—
151	350.—	351.99	28.—	18.—	10.50	3.—	—	—
152	352.—	353.99	28.40	18.40	10.80	3.30	—	—
153	354.—	355.99	28.80	18.80	11.10	3.60	—	—
154	356.—	357.99	29.20	19.20	11.40	3.90	—	—
155	358.—	359.99	29.60	19.60	11.70	4.20	—	—
156	360.—	361.99	30.—	20.—	12.—	4.50	—	—
157	362.—	363.99	30.40	20.40	12.30	4.80	—	—
158	364.—	365.99	30.80	20.80	12.60	5.10	—	—
159	366.—	367.99	31.20	21.20	12.90	5.40	—	—
160	368.—	369.99	31.60	21.60	13.20	5.70	—	—
161	370.—	371.99	32.—	22.—	13.50	6.—	—	—
162	372.—	373.99	32.40	22.40	13.80	6.30	—	—
163	374.—	375.99	32.80	22.80	14.10	6.60	—	—
164	376.—	377.99	33.20	23.20	14.40	6.90	—	—
165	378.—	379.99	33.60	23.60	14.70	7.20	—	—
166	380.—	381.99	34.—	24.—	15.—	7.50	—	—
167	382.—	383.99	34.40	24.40	15.30	7.80	1.—	—
168	384.—	385.99	34.80	24.80	15.60	8.10	1.20	—
169	386.—	387.99	35.20	25.20	15.90	8.40	1.40	—
170	388.—	389.99	35.60	25.60	16.20	8.70	1.60	—
171	390.—	391.99	36.—	26.—	16.50	9.—	1.90	—
172	392.—	393.99	36.40	26.40	16.80	9.30	2.10	—
173	394.—	395.99	36.80	26.80	17.10	9.60	2.30	—
174	396.—	397.99	37.20	27.20	17.40	9.90	2.50	—
175	398.—	399.99	37.60	27.60	17.70	10.20	2.80	—

月間賃金	税 額							
	租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ					
			子供 1人	子供 2人	子供 3人	子供 4人	子供 5人	
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
176	400.— 401.99	38.—	28.—	18.—	10.50	3.—	—	—
177	402.— 403.99	38.50	28.40	18.40	10.80	3.30	—	—
178	404.— 405.99	39.—	28.80	18.80	11.10	3.60	—	—
179	406.— 407.99	39.40	29.20	19.20	11.40	3.90	—	—
180	408.— 409.99	39.90	29.60	19.60	11.70	4.20	—	—
181	410.— 411.99	40.40	30.—	20.—	12.—	4.50	—	—
182	412.— 413.99	40.90	30.40	20.40	12.30	4.80	—	—
183	414.— 415.99	41.40	30.80	20.80	12.60	5.10	—	—
184	416.— 417.99	41.80	31.20	21.20	12.90	5.40	—	—
185	418.— 419.99	42.30	31.60	21.60	13.20	5.70	—	—
186	420.— 421.99	42.80	32.—	22.—	13.50	6.—	—	—
187	422.— 423.99	43.30	32.40	22.40	13.80	6.30	—	—
188	424.— 425.99	43.80	32.80	22.80	14.10	6.60	—	—
189	426.— 427.99	44.20	33.20	23.20	14.40	6.90	—	—
190	428.— 429.99	44.70	33.60	23.60	14.70	7.20	—	—
191	430.— 431.99	45.20	34.—	24.—	15.—	7.50	—	—
192	432.— 433.99	45.70	34.40	24.40	15.30	7.80	1.—	—
193	434.— 435.99	46.20	34.80	24.80	15.60	8.10	1.20	—
194	436.— 437.99	46.60	35.20	25.20	15.90	8.40	1.40	—
195	438.— 439.99	47.10	35.60	25.60	16.20	8.70	1.60	—
196	440.— 441.99	47.60	36.—	26.—	16.50	9.—	1.90	—
197	442.— 443.99	48.10	36.40	26.40	16.80	9.30	2.10	—
198	444.— 445.99	48.60	36.80	26.80	17.10	9.60	2.30	—
199	446.— 447.99	49.—	37.20	27.20	17.40	9.90	2.50	—
200	448.— 449.99	49.50	37.60	27.60	17.70	10.20	2.80	—
201	450.— 451.99	50.—	38.—	28.—	18.—	10.50	3.—	—
202	452.— 453.99	50.50	38.50	28.40	18.40	10.80	3.30	—
203	454.— 455.99	51.—	39.—	28.80	18.80	11.10	3.60	—
204	456.— 457.99	51.40	39.40	29.20	19.20	11.40	3.90	—
205	458.— 459.99	51.90	39.90	29.60	19.60	11.70	4.20	—
206	460.— 461.99	52.40	40.40	30.—	20.—	12.—	4.50	—
207	462.— 463.99	52.90	40.90	30.40	20.40	12.30	4.80	—
208	464.— 465.99	53.40	41.40	30.80	20.80	12.60	5.10	—
209	466.— 467.99	53.80	41.80	31.20	21.20	12.90	5.40	—
210	468.— 469.99	54.30	42.30	31.60	21.60	13.20	5.70	—

社会主義と租税 (谷江)

月間賃金	税 額							
	租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ					
			子供 1人	子供 2人	子供 3人	子供 4人	子供 5人	
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
211	470.— 471.99	54.80	42.80	32.—	22.—	13.50	6.—	—
212	472.— 473.99	55.30	43.30	32.40	22.40	13.80	6.30	—
213	474.— 475.99	55.80	43.80	32.80	22.80	14.10	6.60	—
214	476.— 477.99	56.20	44.20	33.20	23.20	14.40	6.90	—
215	478.— 479.99	56.70	44.70	33.60	23.60	14.70	7.20	—
216	480.— 481.99	57.20	45.20	34.—	24.—	15.—	7.50	—
217	482.— 483.99	57.70	45.70	34.40	24.40	15.30	7.80	1.—
218	484.— 485.99	58.20	46.20	34.80	24.80	15.60	8.10	1.20
219	486.— 487.99	58.60	46.60	35.20	25.20	15.90	8.40	1.40
220	488.— 489.99	59.10	47.10	35.60	25.60	16.20	8.70	1.60
221	490.— 491.99	59.60	47.60	36.—	26.—	16.50	9.—	1.90
222	492.— 493.99	60.10	48.10	36.40	26.40	16.80	9.30	2.10
223	494.— 495.99	60.60	48.60	36.80	26.80	17.10	9.60	2.30
224	496.— 497.99	61.—	49.—	37.20	27.20	17.40	9.90	2.50
225	498.— 499.99	61.50	49.50	37.60	27.60	17.70	10.20	2.80
226	500.— 501.99	62.—	50.—	38.—	28.—	18.—	10.50	3.—
227	502.— 503.99	62.60	50.50	38.50	28.40	18.40	10.80	3.30
228	504.— 505.99	63.20	51.—	39.—	28.80	18.80	11.10	3.60
229	506.— 507.99	63.80	51.40	39.40	29.20	19.20	11.40	3.90
230	508.— 509.99	64.40	51.90	39.90	29.60	19.60	11.70	4.20
231	510.— 511.99	65.—	52.40	40.40	30.—	20.—	12.—	4.50
232	512.— 513.99	65.60	52.90	40.90	30.40	20.40	12.30	4.80
233	514.— 515.99	66.20	53.40	41.40	30.80	20.80	12.60	5.10
234	516.— 517.99	66.80	53.80	41.80	31.20	21.20	12.90	5.40
235	518.— 519.99	67.40	54.30	42.30	31.60	21.60	13.20	5.70
236	520.— 521.99	68.—	54.80	42.80	32.—	22.—	13.50	6.—
237	522.— 523.99	68.60	55.30	43.30	32.40	22.40	13.80	6.30
238	524.— 525.99	69.20	55.80	43.80	32.80	22.80	14.10	6.60
239	526.— 527.99	69.80	56.20	44.20	33.20	23.20	14.40	6.90
240	528.— 529.99	70.40	56.70	44.70	33.60	23.60	14.70	7.20
241	530.— 531.99	71.—	57.20	45.20	34.—	24.—	15.—	7.50
242	532.— 533.99	71.60	57.70	45.70	34.40	24.40	15.30	7.80
243	534.— 535.99	72.20	58.20	46.20	34.80	24.80	15.60	8.10
244	536.— 537.99	72.80	58.60	46.60	35.20	25.20	15.90	8.40
245	538.— 539.99	73.40	59.10	47.10	35.60	25.60	16.20	8.70

月間賃金	税 額							
	租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ					
			子 供 1人	子 供 2人	子 供 3人	子 供 4人	子 供 5人	
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
246	540.— 541.99	74.—	59.60	47.60	36.—	26.—	16.50	9.—
247	542.— 543.99	74.60	60.10	48.10	36.40	26.40	16.80	9.30
248	544.— 545.99	75.20	60.60	48.60	36.80	26.80	17.10	9.60
249	546.— 547.99	75.80	61.—	49.—	37.20	27.20	17.40	9.90
250	548.— 549.99	76.40	61.50	49.50	37.60	27.60	17.70	10.20
251	550.— 551.99	77.—	62.—	50.—	38.—	28.—	18.—	10.50
252	552.— 553.99	77.60	62.60	50.50	38.50	28.40	18.40	10.80
253	554.— 555.99	78.20	63.20	51.—	39.—	28.80	18.80	11.10
254	556.— 557.99	78.80	63.80	51.40	39.40	29.20	19.20	11.40
255	558.— 559.99	79.40	64.40	51.90	39.90	29.60	19.60	11.70
256	560.— 561.99	80.—	65.—	52.40	40.40	30.—	20.—	12.—
257	562.— 563.99	80.60	65.60	52.90	40.90	30.40	20.40	12.30
258	564.— 565.99	81.20	66.20	53.40	41.40	30.80	20.80	12.60
259	566.— 567.99	81.80	66.80	53.80	41.80	31.20	21.20	12.90
260	568.— 569.99	82.40	67.40	54.30	42.30	31.60	21.60	13.20
261	570.— 571.99	83.—	68.—	54.80	42.80	32.—	22.—	13.50
262	572.— 573.99	83.60	68.60	55.30	43.30	32.40	22.40	13.80
263	574.— 575.99	84.20	69.20	55.80	43.80	32.80	22.80	14.10
264	576.— 577.99	84.80	69.80	56.20	44.20	33.20	23.20	14.40
265	578.— 579.99	85.40	70.40	56.70	44.70	33.60	23.60	14.70
266	580.— 581.99	86.—	71.—	57.20	45.20	34.—	24.—	15.—
267	582.— 583.99	86.60	71.60	57.70	45.70	34.40	24.40	15.30
268	584.— 585.99	87.20	72.20	58.20	46.20	34.80	24.80	15.60
269	586.— 587.99	87.80	72.80	58.60	46.60	35.20	25.20	15.90
270	588.— 589.99	88.40	73.40	59.10	47.10	35.60	25.60	16.20
271	590.— 591.99	89.—	74.—	59.60	47.60	36.—	26.—	16.50
272	592.— 593.99	89.60	74.60	60.10	48.10	36.40	26.40	16.80
273	594.— 595.99	90.20	75.20	60.60	48.60	36.80	26.80	17.10
274	596.— 597.99	90.80	75.80	61.—	49.—	37.20	27.20	17.40
275	598.— 599.99	91.40	76.40	61.50	49.50	37.60	27.60	17.70
276	600.— 601.99	92.—	77.—	62.—	50.—	38.—	28.—	18.—
277	602.— 603.99	92.70	77.60	62.60	50.50	38.50	28.40	18.40
278	604.— 605.99	93.40	78.20	63.20	51.—	39.—	28.80	18.80
279	606.— 607.99	94.—	78.80	63.80	51.40	39.40	29.20	19.20
280	608.— 609.99	94.70	79.40	64.40	51.90	39.90	29.60	19.60

月間賃金	税 額							
	租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ					
			子供 1人	子供 2人	子供 3人	子供 4人	子供 5人	
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
281	610.— 611.99	95.40	80.—	65.—	52.40	40.40	30.—	20.—
282	612.— 613.99	96.10	80.60	65.60	52.90	40.90	30.40	20.40
283	614.— 615.99	96.80	81.20	66.20	53.40	41.40	30.80	20.80
284	616.— 617.99	97.40	81.80	66.80	53.80	41.80	31.20	21.20
285	618.— 619.99	98.10	82.40	67.40	54.30	42.30	31.60	21.60
286	620.— 621.99	98.80	83.—	68.—	54.80	42.80	32.—	22.—
287	622.— 623.99	99.50	83.60	68.60	55.30	43.30	32.40	22.40
288	624.— 625.99	100.20	84.20	69.20	55.80	43.80	32.80	22.80
289	626.— 627.99	100.80	84.80	69.80	56.20	44.20	33.20	23.20
290	628.— 629.99	101.50	85.40	70.40	56.70	44.70	33.60	23.60
291	630.— 631.99	102.20	86.—	71.—	57.20	45.20	34.—	24.—
292	632.— 633.99	102.90	86.60	71.60	57.70	45.70	34.40	24.40
293	634.— 635.99	103.60	87.20	72.20	58.20	46.20	34.80	24.80
294	636.— 637.99	104.20	87.80	72.80	58.60	46.60	35.20	25.20
295	638.— 639.99	104.90	88.40	73.40	59.10	47.10	35.60	25.60
296	640.— 641.99	105.60	89.—	74.—	59.60	47.60	36.—	26.—
297	642.— 643.99	106.30	89.60	74.60	60.10	48.10	36.40	26.40
298	644.— 645.99	107.—	90.20	75.20	60.60	48.60	36.80	26.80
299	646.— 647.99	107.60	90.80	75.80	61.—	49.—	37.20	27.20
300	648.— 649.99	108.30	91.40	76.40	61.50	49.50	37.60	27.60
301	650.— 651.99	109.—	92.—	77.—	62.—	50.—	38.—	28.—
302	652.— 653.99	109.70	92.70	77.60	62.60	50.50	38.50	28.40
303	654.— 655.99	110.40	93.40	78.20	63.20	51.—	39.—	28.80
304	656.— 657.99	111.—	94.—	78.80	63.80	51.40	39.40	29.20
305	658.— 659.99	111.70	94.70	79.40	64.40	51.90	39.90	29.60
306	660.— 661.99	112.40	95.40	80.—	65.—	52.40	40.40	30.—
307	662.— 663.99	113.10	96.10	80.60	65.60	52.90	40.90	30.40
308	664.— 665.99	113.80	96.80	81.20	66.20	53.40	41.40	30.80
309	666.— 667.99	114.40	97.40	81.80	66.80	53.80	41.80	31.20
310	668.— 669.99	115.10	98.10	82.40	67.40	54.30	42.30	31.60
311	670.— 671.99	115.80	98.80	83.—	68.—	54.80	42.80	32.—
312	672.— 673.99	116.50	99.50	83.60	68.60	55.30	43.30	32.40
313	674.— 675.99	117.20	100.20	84.20	69.20	55.80	43.80	32.80
314	676.— 677.99	117.80	100.80	84.80	69.80	56.20	44.20	33.20
315	678.— 679.99	118.50	101.50	85.40	70.40	56.70	44.70	33.60

月間賃金	税 額								
	租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ						
			子供 1人	子供 2人	子供 3人	子供 4人	子供 5人		
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク		
316	680.—	681.99	119.20	102.20	86.—	71.—	57.20	45.20	34.—
317	682.—	683.99	119.90	102.90	86.60	71.60	57.70	45.70	34.40
318	684.—	685.99	120.60	103.60	87.20	72.20	58.20	46.20	34.80
319	686.—	687.99	121.20	104.20	87.80	72.80	58.60	46.60	35.20
320	688.—	689.99	121.90	104.90	88.40	73.40	59.10	47.10	35.60
321	690.—	691.99	122.60	105.60	89.—	74.—	59.60	47.60	36.—
322	692.—	693.99	123.30	106.30	89.60	74.60	60.10	48.10	36.40
323	694.—	695.99	124.—	107.—	90.20	75.20	60.60	48.60	36.80
324	696.—	697.99	124.60	107.60	90.80	75.80	61.—	49.—	37.20
325	698.—	699.99	125.30	108.30	91.40	76.40	61.50	49.50	37.60
326	700.—	704.99	126.—	109.—	92.—	77.—	62.—	50.—	38.—
327	705.—	709.99	127.10	110.40	93.40	78.20	63.20	51.—	39.—
328	710.—	714.99	128.30	112.40	95.40	80.—	65.—	52.40	40.40
329	715.—	719.99	129.40	113.80	96.80	81.20	66.20	53.40	41.40
330	720.—	724.99	130.50	115.80	98.80	83.—	68.—	54.80	42.80
331	725.—	729.99	131.60	117.20	100.20	84.20	69.20	55.80	43.80
332	730.—	734.99	132.80	119.20	102.20	86.—	71.—	57.20	45.20
333	735.—	739.99	133.90	120.60	103.60	87.20	72.20	58.20	46.20
334	740.—	744.99	135.—	122.60	105.60	89.—	74.—	59.60	47.60
335	745.—	749.99	136.10	124.—	107.—	90.20	75.20	60.60	48.60
336	750.—	754.99	137.30	126.—	109.—	92.—	77.—	62.—	50.—
337	755.—	759.99	138.40	127.10	110.40	93.40	78.20	63.20	51.—
338	760.—	764.99	139.50	128.30	112.40	95.40	80.—	65.—	52.40
339	765.—	769.99	140.60	129.40	113.80	96.80	81.20	66.20	53.40
340	770.—	774.99	141.80	130.50	115.80	98.80	83.—	68.—	54.80
341	775.—	779.99	142.90	131.60	117.20	100.20	84.20	69.20	55.80
342	780.—	784.99	144.—	132.80	119.20	102.20	86.—	71.—	57.20
343	785.—	789.99	145.10	133.90	120.60	103.60	87.20	72.20	58.20
344	790.—	794.99	146.30	135.—	122.60	105.60	89.—	74.—	59.60
345	795.—	799.99	147.40	136.10	124.—	107.—	90.20	75.20	60.60
346	800.—	804.99	148.50	137.30	126.—	109.—	92.—	77.—	62.—
347	805.—	809.99	149.60	138.40	127.10	110.40	93.40	78.20	63.20
348	810.—	814.99	150.80	139.50	128.30	112.40	95.40	80.—	65.—
349	815.—	819.99	151.90	140.60	129.40	113.80	96.80	81.20	66.20
350	820.—	824.99	153.—	141.80	130.50	115.80	98.80	83.—	68.—

社会主義と租税 (谷江)

月間賃金	税				額				
	租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ						
			子供 1人	子供 2人	子供 3人	子供 4人	子供 5人		
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク		
351	825.—	829.99	154.10	142.90	131.60	117.20	100.20	84.20	69.20
352	830.—	834.99	155.30	144.—	132.80	119.20	102.20	86.—	71.—
353	835.—	839.99	156.40	145.10	133.90	120.60	103.60	87.20	72.20
354	840.—	844.99	157.50	146.30	135.—	122.60	105.60	89.—	74.—
355	845.—	849.99	158.60	147.40	136.10	124.—	107.—	90.20	75.20
356	850.—	854.99	159.80	148.50	137.30	126.—	109.—	92.—	77.—
357	855.—	859.99	160.90	149.60	138.40	127.10	110.40	93.40	78.20
358	860.—	864.99	162.—	150.80	139.50	128.30	112.40	95.40	80.—
359	865.—	869.99	163.10	151.90	140.60	129.40	113.80	96.80	81.20
360	870.—	874.99	164.30	153.—	141.80	130.50	115.80	98.80	83.—
361	875.—	879.99	165.40	154.10	142.90	131.60	117.20	100.20	84.20
362	880.—	884.99	166.50	155.30	144.—	132.80	119.20	102.20	86.—
363	885.—	889.99	167.60	156.40	145.10	133.90	120.60	103.60	87.20
364	890.—	894.99	168.80	157.50	146.30	135.—	122.60	105.60	89.—
365	895.—	899.99	169.90	158.60	147.40	136.10	124.—	107.—	90.20
366	900.—	904.99	171.—	159.80	148.50	137.30	126.—	109.—	92.—
367	905.—	909.99	172.10	160.90	149.60	138.40	127.10	110.40	93.40
368	910.—	914.99	173.30	162.—	150.80	139.50	128.30	112.40	95.40
369	915.—	919.99	174.40	163.10	151.90	140.60	129.40	113.80	96.80
370	920.—	924.99	175.50	164.30	153.—	141.80	130.50	115.80	98.80
371	925.—	929.99	176.60	165.40	154.10	142.90	131.60	117.20	100.20
372	930.—	934.99	177.80	166.50	155.30	144.—	132.80	119.20	102.20
373	935.—	939.99	178.90	167.60	156.40	145.10	133.90	120.60	103.60
374	940.—	944.99	180.—	168.80	157.50	146.30	135.—	122.60	105.60
375	945.—	949.99	181.10	169.90	158.60	147.40	136.10	124.—	107.—
376	950.—	954.99	182.30	171.—	159.80	148.50	137.30	126.—	109.—
377	955.—	959.99	183.40	172.10	160.90	149.60	138.40	127.10	110.40
378	960.—	964.99	184.50	173.30	162.—	150.80	139.50	128.30	112.40
379	965.—	969.99	185.60	174.40	163.10	151.90	140.60	129.40	113.80
380	970.—	974.99	186.80	175.50	164.30	153.—	141.80	130.50	115.80
381	975.—	979.99	187.90	176.60	165.40	154.10	142.90	131.60	117.20
382	980.—	984.99	189.—	177.80	166.50	155.30	144.—	132.80	119.20
383	985.—	989.99	190.10	178.90	167.60	156.40	145.10	133.90	120.60
384	990.—	994.99	191.30	180.—	168.80	157.50	146.30	135.—	122.60
385	995.—	999.99	192.40	181.10	169.90	158.60	147.40	136.10	124.—

月間賃金		税 額						
		租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ				
				子 供 Ⅰ 人	子 供 Ⅱ 人	子 供 Ⅲ 人	子 供 Ⅳ 人	子 供 Ⅴ 人
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
386	1000.—1009.99	193.50	182.30	171.—	159.80	148.50	137.30	126.—
387	1010.—1019.99	195.80	184.50	173.30	162.—	150.80	139.50	128.30
388	1020.—1029.99	198.—	186.80	175.50	164.30	153.—	141.80	130.50
389	1030.—1039.99	200.30	189.—	177.80	166.50	155.30	144.—	132.80
390	1040.—1049.99	202.50	191.30	180.—	168.80	157.50	146.30	135.—
391	1050.—1059.99	204.80	193.50	182.30	171.—	159.80	148.50	137.30
392	1060.—1069.99	207.—	195.80	184.50	173.30	162.—	150.80	139.50
393	1070.—1079.99	209.30	198.—	186.80	175.50	164.30	153.—	141.80
394	1080.—1089.99	211.50	200.30	189.—	177.80	166.50	155.30	144.—
395	1090.—1099.99	213.80	202.50	191.30	180.—	168.80	157.50	146.30
396	1100.—1109.99	216.—	204.80	193.50	182.30	171.—	159.80	148.50
397	1110.—1119.99	218.30	207.—	195.80	184.50	173.30	162.—	150.80
398	1120.—1129.99	220.50	209.30	198.—	186.80	175.50	164.30	153.—
399	1130.—1139.99	222.80	211.50	200.30	189.—	177.80	166.50	155.30
400	1140.—1149.99	225.—	213.80	202.50	191.30	180.—	168.80	157.50
401	1150.—1159.99	227.30	216.—	204.80	193.50	182.30	171.—	159.80
402	1160.—1169.99	229.50	218.30	207.—	195.80	184.50	173.30	162.—
403	1170.—1179.99	231.80	220.50	209.30	198.—	186.80	175.50	164.30
404	1180.—1189.99	234.—	222.80	211.50	200.30	189.—	177.80	166.50
405	1190.—1199.99	236.30	225.—	213.80	202.50	191.30	180.—	168.80
406	1200.—1209.99	238.50	227.30	216.—	204.80	193.50	182.30	171.—
407	1210.—1219.99	240.80	229.50	218.30	207.—	195.80	184.50	173.30
408	1220.—1229.99	243.—	231.80	220.50	209.30	198.—	186.80	175.50
409	1230.—1239.99	245.30	234.—	222.80	211.50	200.30	189.—	177.80
410	1240.—1249.99	247.50	236.30	225.—	213.80	202.50	191.30	180.—
411	1250.—1259.99	249.80	238.50	227.30	216.—	204.80	193.50	182.30
412	1260.—1269.99	252.—	240.80	229.50	218.30	207.—	195.80	184.50
413	1270.—1279.99	254.—	243.—	231.80	220.50	209.30	198.—	186.80
414	1280.—1289.99	256.—	245.30	234.—	222.80	211.50	200.30	189.—
415	1290.—1299.99	258.—	247.50	236.30	225.—	213.80	202.50	191.30
416	1300.—1309.99	260.—	249.80	238.50	227.30	216.—	204.80	193.50
417	1310.—1319.99	262.—	252.—	240.80	229.50	218.30	207.—	195.80
418	1320.—1329.99	264.—	254.—	243.—	231.80	220.50	209.30	198.—
419	1330.—1339.99	266.—	256.—	245.30	234.—	222.80	211.50	200.30
420	1340.—1349.99	268.—	258.—	247.50	236.30	225.—	213.80	202.50

月 間 賃 金	税 額								
	租 税 階 級 Ⅰ	租 税 階 級 Ⅱ	租 税 階 級 Ⅲ					租 税 階 級 Ⅳ	租 税 階 級 Ⅴ
			子 供 1 人	子 供 2 人	子 供 3 人	子 供 4 人	子 供 5 人		
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	
421	1350.—1359.99	270.—	260.—	249.80	238.50	227.30	216.—	204.80	
422	1360.—1369.99	272.—	262.—	252.—	240.80	229.50	218.30	207.—	
423	1370.—1379.99	274.—	264.—	254.—	243.—	231.80	220.50	209.30	
424	1380.—1389.99	276.—	266.—	256.—	245.30	234.—	222.80	211.50	
425	1390.—1399.99	278.—	268.—	258.—	247.50	236.30	225.—	213.80	
426	1400.—1409.99	280.—	270.—	260.—	249.80	238.50	227.30	216.—	
427	1410.—1419.99	282.—	272.—	262.—	252.—	240.80	229.50	218.30	
428	1420.—1429.99	284.—	274.—	264.—	254.—	243.—	231.80	220.50	
429	1430.—1439.99	286.—	276.—	266.—	256.—	245.30	234.—	222.80	
430	1440.—1449.99	288.—	278.—	268.—	258.—	247.50	236.30	225.—	
431	1450.—1459.99	290.—	280.—	270.—	260.—	249.80	238.50	227.30	
432	1460.—1469.99	292.—	282.—	272.—	262.—	252.—	240.80	229.50	
433	1470.—1479.99	294.—	284.—	274.—	264.—	254.—	243.—	231.80	
434	1480.—1489.99	296.—	286.—	276.—	266.—	256.—	245.30	234.—	
435	1490.—1499.99	298.—	288.—	278.—	268.—	258.—	247.50	236.30	
436	1500.—1509.99	300.—	290.—	280.—	270.—	260.—	249.80	238.50	
437	1510.—1519.99	302.—	292.—	282.—	272.—	262.—	252.—	240.80	
438	1520.—1529.99	304.—	294.—	284.—	274.—	264.—	254.—	243.—	
439	1530.—1539.99	306.—	296.—	286.—	276.—	266.—	256.—	245.30	
440	1540.—1549.99	308.—	298.—	288.—	278.—	268.—	258.—	247.50	
441	1550.—1559.99	310.—	300.—	290.—	280.—	270.—	260.—	249.80	
442	1560.以上	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	
					下記の額を差引く				
			10.—	20.—	30.—	40.—	50.—	60.—	

出所：Lohnsteuertabellen..., S. 33-44.